

県が指定した水源地域内において
森林の土地取引を行う場合は

事前届出が必要です

条例の趣旨

県土の64%を占める森林は、
県民共有の貴重な財産である水
の源です。

水源地域としての森林を将来
にわたって守り育てていくため、
水源地域における土地取引の事
前届出制度などを定め、適正な
土地の利用を確保し、森林の持
つ水源のかん養機能の維持増進
につなげます。

水源地域における土地取引の事前届出制度

水源地域に指定された土地について、売買等の契約をしようとするときは、契約を締結しようとする日の30日前までに、知事に届出が必要です。

届出対象	届出先	住所	電話番号
売買、贈与、交換、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権に関する契約（相続は対象外）	四日市農林事務所	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	059-352-0655
届出者	津農林水産事務所	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5091
届出期日	松阪農林事務所	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0568
届出先	伊勢農林水産事務所	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5265
届出内容	伊賀農林事務所	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8142
適用除外	尾鷲農林水産事務所	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3504
取引の相手方が国や地方公共団体、森林整備法人等の場合は届出不要です	熊野農林事務所	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6134

詳しくは県のホームページをご覧ください。

三重県水源地域の保全に関する条例

検索

詳しくは、県庁森林・林業経営課または、お近くの県農林（水産）事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 三重県農林水産部 森林・林業経営課 森林計画班

TEL 059-224-2564 FAX 059-224-2070 E-mail shinrin@pref.mie.lg.jp

QRコードはこちら!

